

(お知らせ)

平成 23 年 7 月 15 日

行 財 政 局

〔 担当 コンプライアンス推進室  
TEL 222-4069 〕

## 京都市公正職務執行審議会の開催結果について

本日開催致しました平成 23 年度第 1 回京都市公正職務執行審議会の結果について、下記のとおりお知らせします。

### 記

- 1 日 時 平成 23 年 7 月 15 日 (金) 午前 10 時から午前 10 時 50 分まで
- 2 場 所 職員会館かもがわ 大多目的室
- 3 出席者 (敬称略)  
委 員 藤岡一郎 (会長), 中坊公平 (副会長)  
大石眞, 崎山潔, 平林幸子, 星川茂一, 森川恵子  
京都市 人材活性化政策監 山添洋司, コンプライアンス推進室長 鷲頭雅浩ほか
- 4 議事内容
  - (1) 不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等の状況等について  
平成 22 年度下半期における要望等の総数は 4,533 件であった。また、同期における不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等に該当するものは 5 件 (事案の概要については別紙参照) であった。各案件につき、事案の概要及び本市が講じた措置について報告し、これに対して意見をいただいた。
  - (2) 委員からの主な意見
    - ア 相当な理由もなく居座り続けられた場合の退去命令は、遅滞なく出すべきである。
    - イ 自治体によって制度が異なるために市民との間で問題が生じた事案については、他でも起こり得ることであるので、事案を全庁に周知するなど再発防止策をしっかりと講じるべきである。
    - ウ 威圧的な抗議行動が庁舎内においてなされた場合の対応の在り方について、業務の妨げとならないように庁舎管理を行っていくという観点から検討すべきである。

## 不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等の概要

1

年月	平成 22 年 10 月
所属	区役所・支所
事案の概要	<p>要望者は、有料道路における障害者割引制度に基づく割引期間の更新申請を行うために来所したが、更新申請に必要な自動車検査証を持参していなかったため、所管課の職員が自動車検査証の提出が必要である旨を説明した。</p> <p>しかし、要望者は、過去に同様の手続をした際、身体障害者手帳のみで手続ができていたと主張し、興奮した様子で「できるはずだ」と言いながら、机を強く叩いた。</p> <p>冷静に話をするよう所管課の課長が要望者に対し注意したところ、要望者は持っていた帽子で当該課長の顔を叩いた。</p>
講じた措置内容及びその後の状況	<p>当該課長が要望者に謝罪を求めたところ、要望者は、謝罪したうえで、申請を取り下げ、退所した。</p> <p>その後、要望者の訪問や連絡はない。</p>

2

年月	平成 22 年 11 月
所属	区役所・支所
事案の概要	<p>要望者は、市外から本市へ転入したことに伴い、本市の自立支援医療を利用するための手続を所管課で行ったが、後日、所管課を訪問した際に、医療機関を受診した際に医療費の 1 割の自己負担を請求されたが、所管課での手続の際には自己負担はないと聞いていたと主張し、誤った説明を受けたことに対する謝罪と、自己負担した診療代を京都市で負担するように求めた。</p> <p>所管課では、医療費の自己負担がないとの説明は行っていなかったが、本市の制度では医療費の 1 割の自己負担が必要となることを説明していなかったため、説明が不十分であり誤解を招いたことについて要望者に謝罪した。また、要望者が自己負担した診療代を負担することはできないことを説明した。</p> <p>要望者は、所管課の課長らを訴えるなどと抗議し、「朝までかかっても居座る」と長時間にわたって執ように自己負担した診療代を負担するよう迫った。</p> <p>要望者とのやりとりが長時間にわたっていたことから、課長が要望者に退去を命じたが、退去に応じる姿勢を示さなかった。</p>
講じた措置内容及びその後の状況	<p>当該課長は、職員の対応だけでは退去させられないと判断し、警察へ通報した。要望者は、通報を受けて到着した警察官とともに庁舎から退去した。</p> <p>その後、要望者の訪問や連絡はない。</p> <p>なお、再発防止策として、市外からの転入者に対して自己負担に関する説明を必ず実施するよう各区役所・支所の所管課において周知徹底を図った。</p>

年月	平成 22 年 11 月
所属	区役所・支所
事案の概要	<p>要望者は住民税を滞納し、督促にも応じなかったため、所管課は、財産差押予告書を送付した後、要望者の銀行預金を差し押えた。</p> <p>要望者は、銀行口座の預金以外に所持金がなく、当面の生活に困ることから、差押えの解除を求めて来所した。担当者は、要望者の生活困窮状況を聴取した結果、地方税法の規定により差押えを解除することが可能であると判断したことから、翌日に銀行に対して差押え解除の通知をすると説明した。</p> <p>ところが、要望者は、差押えを解除するということは元々の差押えに問題があったのではないかなどと机を叩いて大声で抗議し、所管課に対して謝罪を要求した。なお、差押えに係る事務手続は、関係法令を遵守して適切に行われていた。</p> <p>要望者の抗議が続いたことから、所管課の職員は冷静に話ができないならば、退去を求めることになると説明したが、要望者は、興奮が収まらなかったため、当該職員は要望者に対し退去を命じた。しかしながら、要望者はこれに応じようとせず、興奮して話をし続けた。</p>
講じた措置内容及びその後の状況	<p>所管課の課長は、職員の対応だけでは退去させられないと判断し、要望者に警察に連絡することを通告したうえで、警察に通報した。</p> <p>到着した警察官は、要望者に対して、気持ちが落ち着いてから後日話をするように説得をしたところ、要望者は帰宅した。</p> <p>その後、要望者の訪問や連絡はない。</p>

年月	平成 23 年 3 月
所属	教育委員会事務局
事案の概要	<p>市立小学校の工事に際して、要望者が所有する土地の一部を工事車両進入路として使用し、また、工事完了後には学校敷地への通路として使用することにつき、本市と要望者との間で覚書を締結していた。</p> <p>そこで、所管課は、要望者の立会いの下、要望者が所有する土地の整備工事に着手することとしたが、その現場において、要望者から要望者所有の別の土地も整備するようにとの要望がなされた。</p> <p>これに対しては、本市において整備する必要がないので応じられないと回答したところ、要望者は「なめとったらあかんぞ」と言いながら、所管課の職員の右腕を突き、胸倉をつかんだ。その場にいた他の職員が止めに入ったが、要望者は付近に落ちていた長さ約 1 m の角材をつかみ、「どついたる」と大声で怒鳴りながら当該職員に殴りかかった。他の職員や工事の請負業者が止めに入り、要望者は角材を捨てた。</p> <p>その後、要望者は、当該職員に「お前とはもう今後話をしない」と言って立ち去った。</p>

講じた措置内容及びその後の状況	<p>当該職員は、同日に警察に相談し、後日、被害届を提出した。</p> <p>また、左肩に違和感を感じたため、翌日に自宅近くの病院で診察を受けた結果、「左肩打撲挫傷」との診断を受けた。</p> <p>その後、要望者からの連絡はなく、当該土地の整備も行われていない。</p>
-----------------	--

5

年月	平成 23 年 3 月
所属	環境政策局
事案の概要	<p>要望者は、資源ごみの持ち去りを禁止する京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正に反対し、集団で所管課や市長室前に押しかけ、威圧的な態度で抗議行動を行うことが度々あった。</p> <p>当該日も所管課を訪れ、持ち去り行為に対するパトロールの予定箇所を事前に教えろと要望した。所管課の課長は、パトロールは条例違反に対する周知や啓発を目的とするため、予定箇所を事前に教えることはできない旨を説明したが、要望者は納得せず、大声を出したり、職員をにらんだり詰め寄るなど威圧的な行動を行った。当該課長が業務に支障が生じるため退出を命じたが、要望者はこれに従わず要望を繰り返した。</p>
講じた措置内容及びその後の状況	<p>要望者が退出命令に従う様子が全くなかったため、警察に通報した。</p> <p>警察官が到着したところ、要望者は「また来るからな」と発言し、退室した。</p> <p>その後、要望者の訪問や連絡はない。</p>